

第7 収入の認定

第7章 収入の認定

この章で扱う事項

- 1 就労に伴う収入・・・問7-1～9
(就労収入の認定及び収入充当の方法、更生施設入所者の更生積立金についてほか)
- 2 就労に伴う収入以外の収入・・・問7-10～19
(保険給付金や扶養年金の取扱い、年金収入の認定と法63条の適用、退職金収入の取扱い、「その他公の給付」及び「その他臨時収入」の対象収入についてなど)
- 3 収入として認定しないものの取扱い・・・問7-20～34
(国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い、移転料の取扱い、福祉的給付金の特例的取扱い、重度心身障害者手当・児童育成手当の取扱いなど)
- 4 就労に伴う必要経費、その他の必要経費・・・問7-35～41
(自営業収入の必要経費、特別控除にあたっての収入認定方法、その他の必要経費の取扱いなど)

キーワード

【収入の関する申告及び調査】

収入の認定は、最低生活費の認定とならんで保護の決定の基礎となるものであり、これらが適正に行われてはじめて最低生活保障の水準が一定に保たれる。このうち、最低生活費の認定は、保護基準に基づいて世帯構成などの客観的に把握しやすい事実関係から認定することになる。一方、収入の認定は、世帯員の稼働状況や年金・手当等の受給状況、世帯外からの仕送りの状況などをすべて把握したうえで認定を行う必要がある。

したがって、資産・収入状況を適確に捕捉するとともに適正な収入認定を行うことが求められる。

生活保護制度においては、被保護者は、収入状況に変動があった場合の届出を義務づけられており(法第61条)、実施機関は、保護の決定・実施のために要保護者又は扶養義務者の資産及び収入の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる(法第29条)ことになっている。

仮に、収入申告書に記載されている収入が過少であったならば、正当な扶助費よりも多くの費用を受給することになり、不正(不当)な公金の支出となるほか、当該世帯が最低生活を上回る生活を営むことになり、制度の適正な運用を妨げることになる。

反対に、稼働収入の低下など世帯の収入減少の事実を見過ごしてしまった場合には、収入を過大に認定した結果、正当な扶助費よりも少ない費用しか支給されず、当該世帯が最低生活を下回る生活を余儀なくされることになり、制度の適正な運用ができないことになる。

いずれの場合にも、最低生活保障の実質的平等の確保ができない事態になれば、重大な問題を生ずることになる。

このように、収入申告及び収入状況調査は保護の適正実施にあたって重要な意味を持つものであるため、被保護者及び実施機関ともに、正確な申告及び適正な収入認定を行うための努力が常に求められるものである。

1 就労に伴う収入

(問7-1) 就労収入の3か月平均による認定方法

就労収入を前3か月の収入の平均月割り額を基礎として認定する場合の、原則及び実際の方法について示されたい。

1 収入額の認定の原則

収入がほぼ確実に推定できるときは、その額により、そうでないときは前3か月間程度における収入額を標準として定めた額により、認定する。収入の認定に当たっては、過去の収入の実績を認定のための資料として用いるが、これはあくまでも今後の収入予測のための資料である。

したがって、収入の認定は、基本的に将来に向かっての推定認定となる。

2 認定指針及び要領

- (1) 収入が変動しない定期収入については、その月額を基礎として算定する。
- (2) ある程度の変動はあっても、安定している継続的な収入については、前3か月の平均額をもって推定額を算出した上で認定する。
- (3) 保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該月の収入として計上することが不適当なときは、当月の収入を翌月の収入として計上する。

なお、保護継続中の新規就労開始以外の場合においても、当月の収入を翌月の収入として計上すべき事情がある場合には、当該収入を翌月の収入と見なして計上することとして差し支えない。

(4) 収入認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合

- ① 戻入となるときは、遡及変更することなく、返還額を翌月以降に充当して計上することができる。
- ② 追給を要するときは、翌月分での収入の減額調整は認められず、変更決定を行った上で追給する。

3 前3か月の平均収入による認定方法（上記2-（2））

実施要領によると、「収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3か月を越えない期間ごとに認定した収入の平均月割り額を基礎として支給額の算定を行うこと。」とされている。

この場合に認定される前3か月の平均収入額は、あくまで推定認定の考え方に基づいている。つまり、これは、直近3か月の収入実績の平均額をもって次回の収入額を推定するものである。

したがって、「収入認定を変更すべき事由が、事後において明らかとなった場合」には、所要の事後調整が必要となってくる。すなわち、後になって確認される実際の収入額と当初に推定された認定額とがある程度の範囲を超えて異なる場合には、所要の事後調整を行わなければならない。

被保護世帯の月々の生活は、その月々において保障されなければならないものであり、次回に予定されている3か月平均額の認定変更によっていずれは調整されるものであっても、変動幅が大きい状態をそのままにしておくことは好ましくない。

したがって、前3か月平均による収入認定額の算定方法をとる場合には、以下の点に留意する。

(1) この算定方法が適当と認められるための条件

① 各月の収入額の変動が小幅であること。目安としては、当該3か月の平均額に対してそれぞれの月の収入額との差額が、当該3か月分の平均額に対応する基礎控除額の範囲内に収まっているかどうかで判断する。

② 一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られること。働いている者の就労条件その他が安定しているかどうかを十分検討する。

(2) 収入認定額を事後に変更すべきかどうかの判断

算定した平均収入額と、当該月の実収入との間にある程度の差が生じた場合は、当該月の認定額を変更する。この場合の目安も(1)の①と同様である。

(3) 収入認定額の変更

① 返還額が生じる場合

返納すべき額を返還させるか、若しくは、変更を行ったとしたら生じる返納額を翌月以降に充当する。

② 追加支給額が生じる場合

別途、追加支給する。

(4) その他の留意事項

① 収入認定額を変更する必要がないと判断した場合は、当初の前3か月平均による収入認定額（推定認定額）をもって当該月の収入認定額及び扶助額はそのまま確定する

少額の差額は、この算定方法が続く期間中は、次回の認定額の変更決定によって順次調整されていくことになるが、その場合でも、この収入認定の方法は3か月ズレ認定の方法ということではない。言い換えれば、前3か月平均によって算出された額が、当該月の収入額として確定するものである。

② 特別控除の適用に当たっての収入年額は、1月から12月の収入認定上の基礎となった収入の額をいう。

③ 月々の収入額が安定していない場合は、平均収入による認定の方法によらず、毎月、収入の認定変更を行う。

この場合、翌月分の収入変更の事務処理の締切り日前に当月分の収入認定が行われ、かつ当該収入を翌月分の収入と見なす取扱いを行っているときは、当初から確定額による収入の認定が可能となる。それ以外の場合は、その月の当初に支給した扶助額（前月分の変更に基づく扶助額、又は合理的な根拠に基づく推定認定額により算定された扶助額）に対して、事後に確定額をもって収入認定変更を行い、所要額の追給又は戻入（又は翌月収入充当）の処理を行うこととなる。

事例1 保護受給中の就労開始

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 89,000 | 90,000 | 87,000 | 86,000 | 88,000 |

保護開始 3月5日
 就労開始 5月1日
 毎月の給料日 25日

3月分収入認定額 0円
 4月分収入認定額 0円
 5月分収入認定額 0円（翌月の収入として取り扱うこととした）
 6月分収入認定額 89,000円（5月分の収入を認定。5/25の収入（確定額）をもって6/1付収入変更を行う）
 7月分収入認定額 90,000円（6月分の収入を認定。6/25の収入（確定額）をもって7/1付収入変更を行う）
 8月分収入認定額 87,000円（7月分の収入を認定。7/25の収入（確定額）をもって8/1付収入変更を行う）
 9月分収入認定額 ⇒ 以後平均収入による認定とする

5月、6月、7月の収入実績に基づき9/1付収入変更を行う。

$(89,000 + 90,000 + 87,000) \times 1/3 = 88,666$ 円

* 88,666円に対応する基礎控除額は22,100円であり、5月、6月、7月のいずれの月の収入額との差も基礎控除の範囲内に収まっている。

* 8/25の実際の収入額は、86,000円であったが、認定額との差は大きくない（ $22,100 > 2,666$ ）ため、事後の調整は行わない。したがって、9月分扶助費は確定することになる。

10月分収入認定額 88,666円

* 9/25の実際の収入額は、88,000円であったが、認定額との差は大きくない（ $22,100 > 666$ ）ため、事後の調整は行わない。したがって、10月分扶助費は確定することになる。

11月分収入認定額 88,666円

* 10/25の実際の収入額次第では、所要の事後調整を行う。

この取扱いは、推定額と認定額の差の大小が問題となる。これは、少なくとも基礎控除額を越えないという判断基準を示したものであり、あくまでも上限額であるので、この額を超えない場合でも、家計の弾力性等の状況に応じて変更する。

事例2 収入認定継続中の収入の変動

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|----|
| 86,000 | 84,000 | 85,000 | 88,000 | 50,000 | 88,000 | 30,000 | 0 | 0 |

前3か月平均による収入認定を行っていた。(保護継続中)

その月の収入を当月に認定。

3月以前分は、省略。

4月分の収入認定額(推定) 85,000円

1月、2月、3月の収入実績に基づき4月分の収入額を推定した上で、4/1付収入変更おこなう。

$(86,000 + 84,000 + 85,000) \times 1/3 = 85,000$ 円

実際収入が88,000円であり、変動が小さいため変更せず。4月分保護費は確定する。

5/1日付収入変更を行わず、4/1日付収入変更を継続する。

5月分の収入認定額(推定) 85,000円

実際収入が50,000円であったため、認定額を事後において変更する必要が生じた。5月1日付変更を50,000円の認定額で変更決定し、既支出額との差額分を追加支給する。また、翌月6月分の収入額の見通し次第では、6月分認定額を85,000円に戻すか、50,000円のままにするかを決めなければならない。

6月分の収入認定額(推定) a 85,000円

(5月分のみが低額であると判断される場合)

(推定) b 50,000円

(6月も5月分収入と同様の見込みと判断される場合)

実際には、6月分収入は88,000円であったため、aの場合は改めて変更せずに確定し、bの場合は6月1日付変更を改めて行い、差額を返納させる。

(翌月收入充当しても差し支えない。)

7月分収入の推定に際しては、4月、5月、6月の単純平均は適当でない。変動の可能性を調査の上、適正に認定する。

7月分の収入認定額(推定) 88,000円

(5月は特別な事情があったのでこれを除外し、4月分と6月分の2か月平均が妥当と判断される場合)

実際には、7月分収入は30,000円であったため、7月1日付変更を改めて行い、差額を追加支給する。

8月分以降の収入が得られないと推測される場合には、8月1日付の変更において、収入認定を除くことになる。

8月分の収入認定額(推定) 0円

事例3 継続就労中の者の保護開始 (1) (開始日の後に給料日がある場合)

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 86,000 | 84,000 | 85,000 | 88,000 | 89,000 | 90,000 | 87,000 | 86,000 | 88,000 |

毎月の給料日 25日
 保護開始 4月10日
 申請時所持金 50,000円
 保護の基準 120,000円

(ここでは、基礎控除は無視することとする)

保護の要否判定

給料の推定残額 (3月給料が理論上いくら残っているかを推定する)

$$85,000 \times \left(1 - \frac{16}{30}\right) = 39,666 \quad (16 = 3/25 \sim 4/9)$$

申請時所持金 - 給料の推定残額 $\cdot 50,000 - 39,666 = 10,334$

$85,000$ (前3か月平均) $+ 10,334 = 95,334$
 $95,334 < 120,000$ …… 要保護

程度の決定 (申請時所持金50,000円は、世帯の保護基準の1/2以下であるため、全額保有容認。就労継続中の者の保護開始の場合であるが、その月の収入を翌月に認定する方法をとる)

4月分

$$120,000 \times \frac{21}{30} = 84,000$$

5月分

$$120,000 - 85,000 = 35,000$$

6月分

$$120,000 - 85,000 = 35,000$$

7月、8月、9月分

$$120,000 - 89,000 = 31,000$$

 (89,000円は、4月、5月、6月の3か月平均の額)

事例4 継続就労中の者の保護開始 (2) (開始月にその月の給料日がない場合)

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 86,000 | 84,000 | 85,000 | 88,000 | 89,000 | 90,000 | 87,000 | 86,000 | 88,000 |

毎月の給料日 25日
 保護開始 4月29日
 申請時所持金 10,000円
 保護の基準 120,000円

(ここでは、基礎控除は無視することとする)

保護の要否判定

給料の推定残額 (4月の給料が理論上いくら残っているかを推定する)

$$88,000 \times \left(1 - \frac{4}{30}\right) = 73,666$$

$$\text{申請時の所持金} - \text{給料の推定残額} \cdot 10,000 - 73,666 = -63,666$$

申請時所持金のうち、要否判定に用いる収入はない

$$85,666 < 120,000 \quad \dots\dots \text{要保護}$$

(85,666円は2、3、4月分の平均月割り額)

程度の決定 (申請時所持金10,000円は、世帯の保護基準の1/2以下であるため、全額保有容認)

4月分

$$120,000 \times \frac{2}{30} = 8,000 \quad (\text{4月は、収入認定なし})$$

5月分

$$120,000 - 0 = 120,000$$

(注) 給与の支給日が月の下旬となるため、5月分の推定収入を翌月認定する。

6月分～8月

$$120,000 - 85,666 = 34,334$$

(85,666円は、2月、3月、4月3か月分の平均月割り額)

9月分

$$120,000 - 88,666 = 31,334$$

(88,666円は、5月、6月、7月3か月分の平均月割り額)

(問7-2) 翌月收入充当の方法

扶助費支給額の遡及支給変更決定処分を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として処理する場合の留意点について示されたい。

1 根拠

局長通知第8-2-(7)

2 経過

この規定は当初、最低生活費の過大認定の是正措置として設けられた。その後、昭和44年に、収入認定額を過少に設定した場合の是正措置として拡大された。

3 効果

実質的に相殺と同様の効果がある。

4 留意点

(1) 充当可能な資力が現にあるか否かに留意し、本人の了解を得なければならない。

(2) 機械的に実施して、最低生活費を大幅に割り込んだ生活を強いることのないよう注意する。

5 決定調書上の処理方法

(事例)

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 8月賞与 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 63,000 | 62,000 | 64,000 | 65,000 | 66,000 | 64,000 | 66,000 | 66,000 | 50,000 |

1月～3月の平均月収63,000円をもって4月1日付の収入変更を行っていた者から、4月～6月の収入申告(平均額65,000円、この額をもって、7月～9月の認定額とすることとなる)を受けた。

今回、7月1日付の収入変更を行うに当たり、この変更決定を行えば生ずることとなる返納額を次回支給月(8月)の収入充当額として処理する。

また、8月に5万円の賞与が出ている。

(1) 収入充当した月の基礎控除

$$\begin{aligned} \text{収入充当額} &= \text{7月に本来収入認定すべき額 (収入額 - 基礎控除額)} - \text{既認定額} \\ &= (65,000 - 17,980) - 45,710 \\ &= 1,310 \end{aligned}$$

(2) 収入充当した月の基礎控除

① 当該月(8月)の勤労収入に対して基礎控除を適用する。

② 収入充当額は7月分の基礎控除をした後の返納額相当分であるので、この分は収入充当月(8月)の基礎控除の対象から除く。

8月分勤労収入65,000円(4月～6月の平均額)と50,000の賞与収入を合計した115,000円に対して24,080円の基礎控除を認定することとなる。1,310円の収入充当額は基礎控除の対象としない。

(3) 特別控除の算定

特別控除の基礎となる収入年額の計算をする場合、収入充当額が漏れないよう注意する必要がある。

前年の10～12月の平均収入が64,000円であり、1月1日付収入認定額を64,000円としていたと仮定すると、決定調書上の収入認定額は以下のとおりである。

1月～3月 64,000円×3 = 192,000円
 4月～6月 63,000円×3 = 189,000円
 7月 65,000円
 8月 65,000円 + 50,000円 = 115,000円
 合計 561,000円
 $561,000 \times 1/10 = 56,100円$

つまり、7月分収入が63,000円ではなく、65,000円であること。

| 変更年月日 | | 17.4.1基準改定 | | 17.8.1収入変更 | | 17.9.1 賞与収入及び収入充当削除 | |
|-----------------------|-------|------------|----------|------------|---------------------------------|------------------------|----------|
| 生活 基準 | 第1類 | 38,180 | 38,180 | 38,180 | 38,180 | 38,180 | 38,180 |
| | 第2類 | | 43,430 | | 43,430 | | 43,430 |
| 住宅基準 | | | 55,000 | | 55,000 | | 55,000 |
| 教育基準 | | | | | | | |
| 生・住・教・計 | | | 136,610 | | 136,610 | | 136,610 |
| 収入充当額 | | | 45,710 | | 36,130 | | 47,710 |
| 算 出 内 訳 | 実収入総額 | | 63,000 | | 116,310 | | 65,000 |
| | 内容 | | 勤 63,000 | | 勤 65,000 賞 50,000 充 1,310 | | 勤 65,000 |
| | 控除額 | | 17,290 | | 80,180 | | 17,290 |
| | 内容 | | 基 17,290 | | 基 24,080 特 56,100 | | 基 17,290 |
| 過不足金額 | | | 90,900 | | 100,480 | | 88,900 |
| 扶 助 決 定 額 | 生活扶助 | | 35,900 | | 45,480 | | 33,900 |
| | 住宅扶助 | | 55,000 | | 55,000 | | 55,000 |
| | 教育扶助 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 合計 | | 90,900 | | 100,480 | | 88,900 |

(問7-3) 過去に働いた賃金の一括受領

会社の経営状態が悪化したため、被保護者の給料が遅配となった。福祉事務所では、その月の収入認定額を0円とする変更決定を行っていたところ、3か月後に、それまでの分の給料がまとめて支払われた。

この場合、収入認定をどうすべきか。

なお、本人の就労は継続していた。

給料を毎月受領していた場合は、就労に伴う収入として月々認定を行い、それぞれ勤労控除を適用するところである。本事例は、本来、毎月受領するはずの給料が会社の都合により、一括して支払われたものとされている。

基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することとともに勤労意欲の助長を図るものとされている。

こうした観点から、設問の事例においては、基礎控除を本来の形で適用することが適当であると判断されるものである。

したがって、それぞれの月の収入ごとに基礎控除を適用した上で収入認定額を算定することとする。

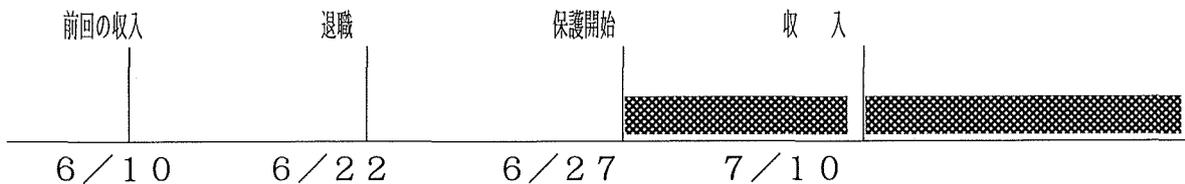
また、当該認定額の全額を当該月の収入として認定することが適当でない場合には、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定することができるものである。

なお、遅配となった給料が後になって支払われる場合、時日を要することが多いため、法第63条による返還金として取り扱うことが一般的である。この場合、保護受給中の給料である限り、収入認定による処理の場合の考え方を踏まえて、当該基礎控除後の収入額を法第63条の対象収入とする

(問7-4) 退職後に就労収入があった場合の取扱い

退職した者が、保護開始後に退職前の就労収入を得た。
この就労収入について、収入認定上の取扱いはどうなるか。

1 事例



本事例の収入は、就労によって得られたものであるが、保護申請日現在就労していないので通常の就労収入とは見なさず、「保険金その他の臨時収入」(次官通知第7-3-2)-エ-(1)として取り扱う。

これは、基礎控除適用の趣旨が勤労に伴って増加する経常的生活需要の補填と勤労意欲の助長とにあることからして、事例の場合は、そうした必要性が認められないことによるものである。

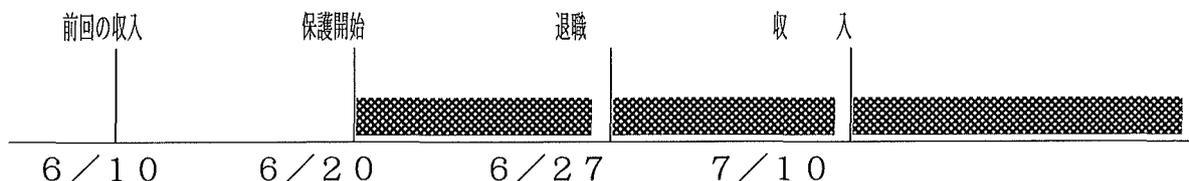
したがって、社会保険料等の必要経費の実費控除を行った後、8,000円を超える額を収入として認定することとなる。

また、保護開始時の要否判定に際しても、定期的な収入のない世帯としてとらえるので、前3か月平均による給料月額を要否判定上の収入として用いないことから、申請時所持金から、前回の給料の推定残額を算出する処理は必要なく、専ら申請時所持金により、要否の判定を行うことになる。直近に予定されている退職前の就労収入の見込み額については収入認定の対象となるが、仮に収入額が生活保護基準を上回ったとしても、分割収入認定を行なうなどによる程度の決定で調整することが可能である場合には、法63条返還を求めるとはならず、収入認定を行なう方法によって差し支えない。

なお、収入認定の際、高齢及び不況等を理由とする失業であれば、現に就労のための活動をしている場合には、退職前の就労収入から基礎控除を適用することは、勤労意欲の助長の観点からも認められるものである。

一方、在職中の賃金に加えて相当額の退職金等の収入が確実に見込まれるような場合(一旦開始した保護の停止期間が6ヶ月を超えるような場合)であれば、実際に退職金等の収入を得た時点で速やかに保護廃止とする(予め確定した賃金及び退職金等の請求権がある場合には、保護期間中の保護費は法63条により返還を求めべきである。)こととなる。

2 継続就労している者に対し保護を開始したところ、開始後間もなく退職した場合の収入認定の取扱いは、下記のとおりとなる。



この場合の収入は、勤労収入として、通常どおり基礎控除を適用して差し支えない。

また、保護開始時の要否判定に際しても、当初は定期的な収入のある世帯としてとらえているので、申請時所持金から給料の推定残額を算出し、通常どおりの処理を行うことが必要である。

(問7-5) 高校生の就労収入

高校生が、アルバイト等就労した場合の就労収入の取扱いはどうなるか。

高校生がアルバイト等の就労をした場合の収入については、収入認定の原則どおり基礎控除及び未成年者控除を適用して、収入認定額を算定し、収入認定することになる。

なお、就学費用の控除については、就学経費の総需要及び就学扶助の支給状況、その他の就学費用収入の有無について把握したうえで、必要な最小限度の額を控除すること。

課長問答 問6の58

問6-80 参照

(問7-6) 給料を差し押えられている場合の収入の認定

裁判所の決定により、給料の一部が差し押えられている場合、その者の給料の収入認定上の取扱いはどうなるか。

裁判所は、債務者の生活状況等により、差し押えの範囲を変更したり、場合によっては差し押え命令自体を取り消したりすることができる。したがって、保護を開始される者の給料が差し押えを受けていたり、又は保護受給中の者が給料の差し押えを受けたりしたときは、福祉事務所としては被(要)保護者に、裁判所に対して生活保護受給中である旨の申立てを行うよう指導する必要がある。

しかしながら、現実に給料が差し押えを受けている間の収入認定上の取扱いについては、以下による。

差し押え命令が発せられた結果、被保護者の給料等の一部が支給されなくなった場合に、当該収入の全額(差し押え前の額)を認定することは、現実にはない収入を認定することとなるため、現実に支給される部分の給料の額を認定する。

具体的な処理としては、差し押えを受けた部分を実費控除として取扱い、差し押え前の額について基礎控除等を適用するものである。

こうした取扱いは、過去の負債の償還を認める結果となるが、正規の手続による差し押え命令を強制力を持たない通常の負債の償還とは同一視することはできず、やむを得ないものである。

なお、保護金品に対する差し押えについては、法第58条において、禁止されている。

民事執行法第152条、153条

(問7-7) 更生施設入所者の更生積立金について

更生施設に入所している者に稼働収入がある場合、退所時の需要に対応するために収入認定を保留し、積立を認める制度としての「更生積立金」とはどのようなものか。

1 概要

更生施設入所者のうち、退所後に自立廃止が見込める者の就労収入について、当該収入を退所後のアパート確保等の経費に当てさせるため、収入認定を一定期間猶予する取扱いを認める。就労収入については法第63条を適用して収入認定は猶予し、更生施設において管理する（管理する金銭を「更生積立金」という）。

更生積立金については、実施機関が必要と認定した退所後の需要分の返還を免除することとし、余剰分は返還させる。また、不足が生じた場合は一時扶助を適用する。

2 趣旨

更生施設入所者が、入所中の就労により就労収入を得ている場合、通常の保護の実施要領上の取扱いにおいては、次のとおり取り扱う。

- (1) 実施機関は当該収入の収入認定を行い、入所者は基礎控除、必要経費を除いた収入を更生施設に支払う。
- (2) 入所者が、自立が可能な程度の就労収入を得るようになり、保護から脱却することとなった場合、退所に当たって通常はアパート確保の費用、家具什器費、被服費（布団代）等の需要が生じるが、この経費については実施機関が一時扶助として支給する。

しかし、更生施設入所者にあっては、以上のような通常を取扱いを行うことが本人の就労への意欲を削ぎ、自立を遅らせる結果となる場合がある。

すなわち、更生施設での保護においては、就労収入は本人が施設に支払うこととなり、収入を直接自らの生活費として消費することができないため、居宅での保護において収入を生活費の一部に当てることができるのと比較し、本人が就労による収入を得たことの実感や喜びを得にくい。このことが、就労の意欲を削ぐこととなり、自立に影響を及ぼすことが懸念されるのである。

そこで本取扱いにおいて、自立廃止が見込める者については就労収入の認定を一時猶予し、退所後の生活需要を自らの収入により賄わせる取扱いを行う余地を認め、入所者の就労への意欲を高め、その自立を進めることとする。

3 本取扱いの対象となり得る者

実施機関及び更生施設の協議により就労による自立廃止が可能であると判断された者。本取扱いは、自立が見込まれると判断した場合にのみ適用されるものである。したがって、当初自立が見込まれたが、その後実施機関が当該対象者について当面自立の見込みがないと判断することとなった場合においても、退所時に法第63条を適用することを前提に収入認定を留保し（既積立金は引き続き施設が保管する）、以降の就労収入についても更生積立金の扱いを継続することとして差し支えない。

22
—
20

なお、更生施設を退所する時点において、結果的に自立に至らなかった者についても、既に積み立てている金銭について法第63条を適用することとし、項目8に掲げる費目（ただし、(6)は除く）について返還免除を行うこと。

4 本取扱いの実施の決定

本取扱いは、前項3に該当する者について、実施機関が必要と判断した場合に、実施機関の決定により行うことができるものである。

なお、決定に当たっては更生施設と十分協議を行い、協議が整った場合には文書により連絡する。

(注) 更生施設入所者の就労収入については、必ずこの取扱いを行うということではないので注意する。

5 収入認定を猶予する対象収入

就労収入から基礎控除、必要経費（交通費等）を控除した、本来収入認定を行う収入額。

なお、特別控除は行わず、退所時に収入認定を猶予した分に対して法第63条を適用する際に行う。

基礎控除分、必要経費については、本来入所者本人が管理・消費するものであるため本取扱いの対象から除く。

6 実際の手続き

本取扱を行うことを決定した場合は、次のとおり実施する。

- (1) 更生施設は対象者の収入額について、「収入申告書」をもって月々実施機関に報告する。
- (2) (1)の収入のうち、基礎控除、必要経費を除いた分について、実施機関は収入認定を猶予する。その決定内容については、被保護者本人に通知（法第63条による取扱いの通知を含む）すると共に、通知の写しを更生施設あて送付する。
- (3) 収入認定を猶予した分については、次の項目7に従い、更生施設がこれを管理する。
- (4) 対象者の自立による退所が決定した時は、実施機関は8に掲げる項目のうち当該対象者に必要と判断した項目の必要な実費相当額について、法第63条の適用に当たりその返還を免除し、必要な実費相当額を超える分について返還させる。

(注1) 収入が必要な実費相当額に不足する場合、当該不足分について一時扶助を適用する。項目8の(6)（1月分の最低生活費）が必要と判断される場合は、更生積立金は(6)から充当すること。その上で(1)から(5)までの分の不足分について一時扶助を適用する。

(注2) 入所中に8に掲げる全項目の合計額を超える収入があった場合には、当該超える分は実施機関は速やかに収入認定を行う。

(注3) 入所してから、短期間で多額の就労収入を得て退所に至った場合、法第63条適用時の返還対象額が、項目8に掲げる費用に達しないことが想定される。この場合、返還対象額を上回り、収入認定の対象となる額のうち、項目8に掲げる額に達するまで、収入認定除外の取扱い（次官通知第8-3-(3)-オ）として差し支えない。

22
—
20

(5) 実施機関は、上記の手続き、経過、積立金額をケース記録に記載してこれを管理する。

7 更生施設における更生積立金の管理

更生施設において、更生積立金管理簿等を作成し、就労収入を管理する。

施設における積立金の管理は、実施機関における収入認定猶予の前提となるものなので、更生施設は対象者から預貯金通帳、キャッシュカードの全てを預かること。

基礎控除分・必要経費また加算の累積金等については、本来入所者本人が管理・消費するものであるため、更生施設がこれらを本人の委託により管理する場合も、更生積立金とは別に扱う。

8 返還免除を行う範囲

次の項目のうち、当該対象者について実施機関が必要と認めた項目の実費相当額上限

- (1) 敷金、礼金等 住宅扶助限度額の4倍以内の実費 ————— 20年度 279,200円
- (2) 退所当月の日割分及び前家賃（1月分）住宅扶助限度額以内の家賃額の実費
————— 20年度 69,800円及び日割額
- (3) 移送費（転居） ————— 実費
- (4) 家具什器費 特別基準限度額以内の実費 ————— 20年度 39,700円
- (5) 被服費（布団代）基準額以内の必要な実費 ————— 20年度 17,900円
- (6) 1月分の最低生活費（住宅費を除く。） ————— 1類、2類、加算
- (7) 火災保険料等の入居に当たって請求されるもの ————— 実費

(注) (6)については実施機関が、退所日と次の給与支給日との関係で、当月の生活費について返還免除が必要と認定した場合に限る。

9 短期間で自立に要する費用を積み立てた場合の処理方法

6-(4)-(注3)の具体的な処理方法は以下のとおりである。

(具体例)

・更生積立額内訳

| 認定日 | 収入額 | 控除額 | 認定額 |
|---------|----------|---------|----------|
| 7月1日付認定 | 130,769円 | 25,230円 | 105,539円 |
| 8月1日付認定 | 208,900円 | 31,000円 | 177,900円 |
| 9月1日付認定 | 208,900円 | 31,000円 | 177,900円 |
| 合計 | | | 461,339円 |

・積立期間中支給保護費

7月から9月の3ヶ月分 68,050円×3月=204,150円

・返還免除対象額

敷金、礼金、前家賃、家具什器等 合計400,550円

(処理方法)

更生積立の趣旨から、収入認定を猶予していた金額を、法第63条及び収入認定処理により自立更生に必要な金額を保障する。なおかつ残額がある場合は、翌月の収入認定額に加えて要否判定を行う。

- ① 積立額461,339円－特別控除額46,133円＝415,206円
- ② 支給済保護費（法第63条返還対象額、返還免除） 204,150円
- ③ 自立更生 400,550円
- ④ ①－②＝211,056円（収入認定）
- ⑤ ③－②＝196,400円（認定除外）
- ⑥ ④－⑤＝14,656円 →10月の収入認定額に加えて要否判定

(問7-8) 自立生活援助事業利用ケースの取扱い

更生施設利用者等自立生活援助事業を利用するケースは、「更生積立金」取扱いの対象とはならないか。

援助事業施設に入所を予定している者も対象としてよい。ただし、援助事業施設に入所中の者については、更生積立てが認められないので、就労している者については通常の入所認定を行うこととする。

更生施設で既に更生積立てを行っていた者が援助事業施設に入所した場合の金銭管理は、援助事業施設または福祉事務所で行い、退所時に精算することとなる。

援助事業施設に入所した後、入所中に保護廃止となる者に更生積立金がある場合は、廃止時ではなく援助事業施設を退所する時点で法第63条の処理をする。

この場合、更生積立金が「返還免除を行う範囲」を上回っていれば問題はないが、不足する場合に保護を廃止していると不足分の対応ができなくなることもあるため、必要に応じて停止処分を行い、一時扶助分が支給できるよう配慮する。

(問7-9) 自立支援システム利用ケースの取扱い

緊急一時保護センター及び自立支援センターを利用するケースは、「更生積立金」取扱いの対象とはならないか。

緊急一時保護センター及び自立支援センターの利用者については、入所期間中は医療扶助（医療移送費を含む）を除いて生活保護を適用することはない。したがって、「更生積立金」の取扱いの対象とならない。（医療扶助の適用方法と手続の流れは問8-22参照）

両センター入所者への医療扶助適用にあたっての要否判定及び保護（医療扶助）受給中の収入の取扱いは、「緊急一時保護センター及び自立支援センター利用者に対する生活保護適用の要否判定について」（13福生保第1126号・平成13年12月都保護課長通知※）を参照されたい。

※この通知においては、入所者が医療扶助の適用を受けた場合に、両センター入所者への保護（医療扶助）開始時の保有容認所持金額（20万円）を超える保護開始後の就労収入があった場合においても、当該就労収入を施設長に保管させるなどの方法によって一定額（退所時の居宅生活準備に要する額。問8-22参照）まで保有容認することを認めている。

なお、上記取扱いにあたっては、施設及び福祉事務所間において事前に所定の手続をとったうえで、医療扶助を適用した入所者に説明を行なって制度利用の意思確認をすること。

2 就労に伴う収入以外の収入

(問7-10) 収入認定と法第63条(1) 生命保険の入院給付金等の取扱い

生命保険の入院給付金など、支給の事由が生じてから、実際に受給するまでに日時を要する収入を被保護者が得た場合、法第63条による返還金として取り扱うのか、それとも、収入認定するのか。

生命保険の入院給付金の支給事由が生じたときは、法第63条にいう資力が発生しているので、その日以降は「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当することとなる。そのため、入院給付金は、給付の対象となる日（入院給付金の支給対象となる日）以降に支給した保護費の範囲内で、本来、法第63条による返還金として取り扱うものである。

また、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時収入等の場合も、実際に収入として受け取るとき以前に、契約締結の時点、保険金の支給事由の発生時点等が通常、存在するものであり、このようなときには法第63条の資力が生じたものとして取り扱うべきである。

しかし、資力の発生から実際の収入の受領までの期間が短い場合には、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」があったとしても、支給済み保護費はごくわずかな額となる。そして、この法第63条による返還対象額を収入総額が上回るときはその上回る部分が収入認定の対象となり、一つの収入について、法第63条による返還対象部分と収入認定の対象となる部分とが生じてくる。

このように、支給の事由が生じてから、実際に受給するまでに日時を要する収入があった場合、理論上は、上記のとおり一つの収入について法第63条による返還を求める部分と収入認定する部分に分けて処理する必要があるが、実務上は、「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ことを考えずに全てを収入認定の対象とした方が適当な場合も起こってくる。

したがって、次の要件のいずれも満たしている場合は、一部又は全部が法第63条による返還金として取り扱うべき収入であっても、そのすべてを収入認定の対象として差し支えないこととする。この場合、当該収入は受領した月の収入として認定するものとする。

- 1 保護開始時点では資力が生じておらず、保護受給中に資力が生じていること。
- 2 資力の発生日が収入認定を行おうとする月又はその前月であること。
- 3 収入認定したとしても保護の適用が継続すること。

なお、上記の取扱いは実務を考慮した取扱いであることから、保護受給中に資力が生じた場合であってもそれが保護廃止後に収入となったとき、又は保護開始の時点で既に資力が生じている場合には、支給済み保護費の範囲内で法第63条による返還金として取り扱わなければならない。

(問7-11) 年金担保貸付制度による貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い

年金担保貸付制度による貸付を受けている者から保護の申請があった場合、保護開始の際の要否判定及び程度の決定等はどうなるか。

1 制度の概要

(1) 独立行政法人福祉医療機構の貸付

独立行政法人福祉医療機構法第12条により、厚生年金、船員保険、国民年金（福祉年金を除く。）又は労災年金を担保として、年金額に1.2を乗じて得た額の範囲内（250万円を限度）の額を貸し付ける。

年金担保貸付の償還方法について従来の満額返済を廃止し、定額返済（年金支給額のうち、指定した一定額を返済に充当する）のみとされ、返還が完了するまでは、年金の全額支払いは受けられない。（※）

また、平成18年7月4日の貸付申込分から生活保護受給中の者は利用できなくなっている。

(2) 株式会社日本政策金融公庫の貸付

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律により、恩給、共済年金、災害補償年金等を担保として、250万円以内（年金額の3年分以内）の額を貸し付ける。

2 貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い

(1) 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがない者

① 本来の年金月額により要否判定を行い、保護が必要と判断された場合、下記の事項を確認し保護決定調書に記録した上で、保護の程度の決定に際し、当該年金の額を用いないことができる。半額償還方式選択している場合、受給年金月額の半額を収入認定することとなる。

ア 借受けが保護を受給しようとする意図したものではないこと。

イ 借受けの理由及び消費状況が、その当時の生活状況から判断してやむを得ないと認められるものであること。

② 本来の年金月額により要否判定を行い、保護が不要であると判定された場合、実施機関において、上記①について確認の上、なお急迫した事情にある者については、保護を開始することができる。急迫した事情にあると認められない者については、保護の却下処分を行う。

③ 上記の取扱いによって保護の適用を受け、保護の廃止後再度貸付金を消費し保護を申請した場合には、再度の特例的取扱いは原則として認められないことを被保護者に対し十分指導する。

(2) 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者

- ① 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が、再度借入をし、保護申請を行う場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、生活保護を適用しないこととする。
- ② しかし、最低生活保障という法の趣旨から、困窮に陥った理由は問わないのであるから、急迫状況が認められる限り、保護は開始せざるを得ないので、申請者個々の状況により、必要により、下記の事項を勘案した上で、保護の適用を判断する。
 - ア 急迫状態にあるかどうか
 - イ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか
- ③ 本来、保護を受給していない期間の貸付金を収入として認定することはできない。しかし、前回保護受給時の指導に基づく自立更生計画・念書等を根拠に、問7-12の保護受給期間中に借受けを受けた場合と同様に、保護を受けていなかった期間を除いた保護受給期間中に本来支給される年金額を分割して収入認定するという方法や、年金支給再開後に法第63条で返還させるという方法も検討する。

3 その他

- (1) 上記の取扱いは特例的なものである。したがって、保護受給中に借り受けた者については上記によらず、問7-12による取扱いとなる。
- (2) 上記の取扱いに際し完済時期を必ず確認し、年金の支給開始を把握する。
- (3) 年金担保貸付を受けることにつき、他にも債務がある等の理由がある場合は、その問題解決に向けた支援（日本司法支援センター（法テラス）、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談助言等の支援）を行うよう努める。

別冊問答集 問8-24

課長問答 第7の17

平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

（貸付に関する問合せ先）

独立行政法人 福祉医療機構年金貸付部年金貸付課

〒105-8486

港区虎ノ門4-3-13 秀和神谷町ビル10階

電話 03-3438-0224

- (※) 平成22年2月から公的年金担保融資を利用する人にとって無理のない返済となるようにするため制度の取り扱いが以下のように変更された。
- ① 年金担保の返済方法のうち、満額返済については平成22年2月以降の受付から廃止し、定額返済のみの受付となった。
 - ② 年金担保貸付の返済回数の上限が12回から15回に増加され、1回あたりの返済額を抑えることができるようになった。
 - ③ 条件変更制度の新設により、返済期間中にやむを得ない事情により生活困窮となった場合に、1回あたりの返済額について変更申請ができるようになった（す

に借入れされている人についても対象となる)。

この条件変更制度を利用し返済期間の延長により保護を要しない状況になることも考えられることから、保護の実施機関においては相談者・申請者に対して返済期間の延長手続きを助言するほか、被保護者に対しても必要に応じて同様に助言すること。なお、これは法第27条の2に基づく助言であり、保護の要件ではないので文書指示は行えない。

また、保護を却下した者に対しては、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、必ず返済期間の延長を助言する。

制度の詳細な内容は、上記の問合せ先に照会されたい。

(問7-12) 保護受給中に、年金を担保として貸付を受けた場合の取扱い

被保護者が保護受給中に年金担保貸付を受けた場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

独立行政法人福祉医療機構が行う、厚生年金、船員保険、国民年金（福祉年金を除く。）又は労災年金を担保とした貸付については、平成18年7月4日の貸付申込分から生活保護受給中の者は利用できないこととなった。

しかし、株式会社日本政策金融公庫の貸付等、生活保護受給中に年金担保貸付を受けた場合は、以下のように取り扱う。

1 貸付金の性格

本制度の貸付金は、貸付目的は問わないものであることから、次官通知第7の3の(3)のウにいう「他法、他施策による貸付金」とは認められない。したがって、これは収入認定の対象となる。

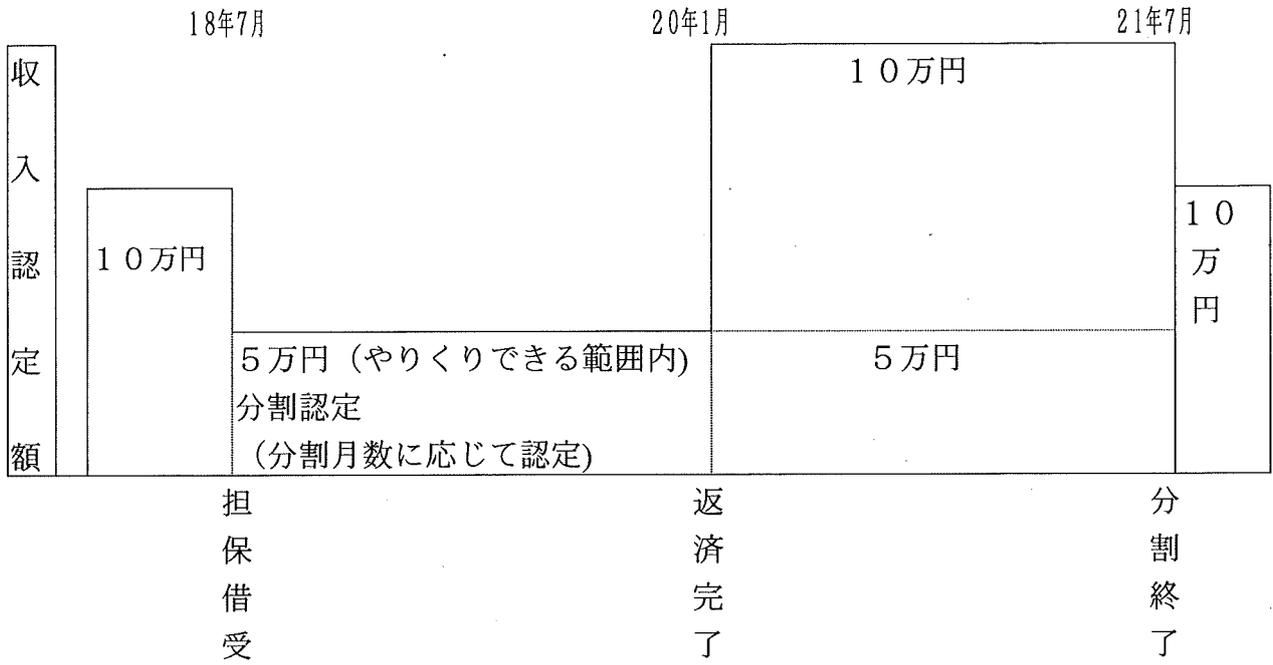
2 収入認定の方法

貸付金を年金の一括前渡支給ととらえ、一括して収入認定を行い、保護の廃止をすることが原則である。

しかし、一括して収入認定をすることが適当でない場合は、例えば法第63条あるいは法第78条適用の際の分割返還の方法と同様、やりくりできる範囲内で適宜分割認定する。この場合、6か月以上の分割認定となるが、やむを得ない措置として特例的取扱いとする。

なお、一括収入認定して保護を廃止した者が、貸付金を消費し、保護を申請した場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、生活保護を適用しないこととする。(問7-11参照)

具体例 基準生活費・月額16万円
 年金・月額10万円
 借受・18か月分（分割認定 月額5万円）



(問7-13) 収入認定と法第63条(2) 年金等公的給付金の取扱い

甲の世帯は、2年前から傷病のため保護を受給していたが、平成17年4月10日で満60歳になったので、老齢厚生年金受給の手続をとった。8月5日に、社会保険庁から年金支給について、次のとおり通知が届いた。

支給開始年月 平成17年5月 支払い年金額 120万円(月額10万円)

第1回支払日 平成17年8月15日、30万(5、6、7月分)

第2回支払日 平成17年10月15日、20万(8、9月分)

甲は、その日のうちに、福祉事務所の担当ワーカーに年金の支払い予定等について、報告した。

甲の保護決定状況は以下のとおり。

最低生活費18万円

収入認定額 0円

扶助額 18万円

年金受給開始による、収入認定等の処理はどうなるか。

甲が福祉事務所に年金支給についての届け出を行ったのは8月5日であるが、その時点で、5、6、7月の保護費は支給済みである。今回、8月15日に5、6、7月分の年金を受給することから、甲は、5、6、7月の期間中、資力があるにもかかわらず保護を受けたことになる。

しかし、これを法63条による返還扱いとし、また、10月15日に受給する予定の8、9月分の年金収入を同様に法第63条による返還扱いとしたのでは、保護受給中は2か月毎に法第63条により返還処理を行わなくてはならなくなる。

したがって、本来は、法第63条により返還処理は収入認定に優先して行われるものであるが、保護受給中に年金収入を受給開始した場合には、年金収入の認定要領に基づいて収入認定の取扱いを優先させることが必要となる(年金に限らず、児童手当等の公的な給付金の多くは、実際には支給月の前月分までの分が数ヶ月に1度まとめて支給される。こうした収入については、保護開始後に最初に入金された月以降は、受領した月から次に支給される月の前月まで分割認定することによって、実際には入金がない月も毎月の定期収入として収入認定することになる)。

したがって、設問の場合は以下のいずれかの処理を行うこととなる。

- (a) 8月に年金を受給開始しているので、それに対応する6月分の年金収入については収入認定の取扱いを行い、5月分についてのみ、法第63条による返還の取扱いを行う。
- (b) 直前3か月(5、6、7月)分の年金を8月に受給しているので、その総額を次回受給月の前月までに分割して収入認定する(8月、9月に分割して収入認定する)。

(問7-13-2) 収入認定と法第63条(3) 年金時効特例法の取扱い

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号。以下年金時効特例法という。）によって、年金記録の訂正等による年金の増額分が、時効により消滅した分を含めて、全期間分支払われることとなったため、その取扱いについて示されたい。

1 年金記録の訂正により新たに受給資格を得たことで、時効消滅分も含めて年金が支給された場合

資力の発生が5年以前であり、かつ、資力の具現化が5年以内である場合は、原則として運用事例集問11-8-2のとおり取り扱うが、年金時効特例法が平成19年7月に施行されたことから、その趣旨を鑑みて、年金記録の訂正により年金を受給することになった場合のみ、以下のように取扱うこととする。

例：平成10年1月 保護開始

平成20年1月 年金の遡及受給が決定される

年金遡及受給開始月＝平成13年1月

うち、平成13年1月分～平成15年1月分は、本来、時効によって消滅するはずであるが、年金時効特例法の適用によって支給される。（以下、「時効特例給付」。）

平成20年4月 年金受給 同月、法第63条返還決定

| H10.1 | H13.1 | H15.2 | H15.5 | H20.1 | H20.4 |
|-------|---------|---------|-------|-------|-------|
| | | A | B1 | B2 | |
| 保護開始 | 年金遡及開始月 | 保護費遡及限度 | | 年金受給 | |

平成15年2月分～平成15年4月分の年金(B1)は、平成15年5月分以降の年金(B2)とともに、平成15年5月以降の保護費と対比して、法第63条により返還を求める(世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除することも可)。年金額が保護費を上回った場合は、当該部分について収入認定する。平成13年1月分～平成15年1月分の年金(A＝時効特例給付)については、平成20年4月付で収入認定する。

2 年金記録の訂正により新たに受給資格を得たことで、保護を適用されていない期間に該当する年金が遡及して支給される場合

例：平成18年1月保護開始

平成20年1月 年金の遡及受給が決定される

年金遡及受給開始月＝平成13年1月

うち、平成13年1月分～平成15年1月分は時効特例給付

平成20年4月 年金受給 同月、法第63条返還決定

(問7-13-3) 年金支払い遅延加算金法により支給された加算金の取扱いについて (新設)

年金支払い遅延加算金法が施行されたことに伴い、未払い年金を受け取った者に対して物価上昇分相当の加算金が支給された場合の収入認定の方法はどうか。

この加算金の取扱いについては、年金本体の法第63条の返還及び収入認定とは別に、次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき受給月に全額を認定する取扱いとなる。物価上昇分相当の金額については、現在の生活需要に対応するための支給であるという性格から、その他臨時的収入のような扱いには馴染まないため。

(問7-14) 児童扶養資金の収入認定上の取扱い

母子福祉資金の児童扶養資金の貸付を受けた場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

児童扶養資金は、児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のない女子に対して貸し付けられる。生活保護受給者が貸付の申請をした場合、保護受給中であるかどうかの確認が出来ないため、現に貸し付けられてしまうことがある。

この貸付金の性格は、扶養している児童の扶養全般に必要な資金であり、具体的な用途は特に定められていない。したがって、この資金の取扱いは以下のとおりである。

- 1 保護受給中に、児童扶養資金を借りた場合は、用途を限定していない手当の性格から、収入認定の対象となる（事前に相談があった場合には、貸付を受けないよう指導する）。
- 2 保護受給前に貸付を受けていた資金を保護受給中に償還する場合、資金の性格上、収入から控除することは認められない。

生活と福祉 昭和61年4月

(問7-15) 火災保険等(掛け捨て型)の戻り分の取扱い

掛け捨て型の火災保険(共済保険等を含む)に加入している者に、支払った保険料の一部が保険会社から還付された。

この戻り分について、収入認定上の取扱いはどうなるか。

掛け捨て型の火災保険(共済保険等を含む)の戻り分(割戻金等)は、支払った保険料の還付の性格を有していることから、課長問答第3の20と同様、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り収入認定の除外対象として取り扱う。

ただし、保護開始直後に割戻金が入った場合など保護開始後に支払った保険料の額を超える割戻金が入った場合には、その超える額について次第8-3-(2)-エ-(イ)により、8,000円を超える額を収入認定する。

都ブロック会議 平成21年11月
別冊問答集 問3-25(2)

(問7-16) 地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金の取扱い

市町村において見舞金の支給を行う場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金については、次官通知7-3-(2)-エ-
(ア)及び(別冊問答集・問326)により、取扱いが示されている。

収入として認定しない取扱いが認められるのは、以下の要件を満たす場合に限られるものである。

- 1 支給回数 一支給主体当たり、年2回以内
- 2 支給限度額 8,000円(世帯合算。月額)

日雇労働者に対する年末一時金は、この項目で取り扱う。なお、区・市の年末見舞金が1
2月に支給される場合、年末一時金と合算した上で、8,000円控除することに留意する。

都ブロック会議 平成10年11月

(問7-17) 退職金の取扱い

被保護者が会社を退職して退職金を得た場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補てんすることにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものとされている。また、基礎控除が経常的職業経費を対象とするのに対し、特別控除は臨時的職業経費に対応するものとされている。

上記の勤労控除の趣旨から、退職金は、過去の就労に伴って得られる収入ではあるが、勤労控除を適用する対象とは見なされない。

それゆえ、退職金については、「その他の臨時収入」(次官通知第7-3-(2)-エ-(1)に該当するものとして取り扱うものである。

したがって、必要経費等を控除した上で、8,000円を超える額を収入として認定することとなる。

参照 問7-4

(問7-18) 所得税の還付金の取扱い

就労中の者が、年末調整等により所得税が還付された場合取扱いはどうなるか。

所得税の還付金については、就労収入の認定に際し、必要経費として控除したものであり、その時点で還付金を含んだ収入額に対応する基礎控除を認定しているため、還付金を就労収入に加えて認定する取扱いをした場合、基礎控除を二重に対応させることとなる。

したがって、就労収入としてはなじみにくいものであり、次官通知第7-3-(2)-ア-ア)の「その他公の給付」に準じる収入として、全額収入認定する。

(問7-19) 「その他公の給付」及び「その他の臨時的収入」の対象収入

次官通知第7-3-(2)-ア-(7)にいう「その他公の給付」と、次官通知第7-3-(2)-エ-(1)にいう「その他の臨時的収入」の収入にはどのようなものがあるか。

「その他公の給付」も「その他の臨時的収入」も、実際に収入があるまで額が確定しない収入である。

1 次官通知第7-3-(2)-ア-(7)にいう「その他公の給付」(必要経費等を控除した額を収入として認定する。)

- ・保護受給中に控除していた所得税等の還付金
- ・保護受給中に控除していた年金掛金の還付金
- ・保護受給前に支払った医療費の高額療養費支給額(保護開始時からの資力として法第63条の対象)
- ・厚生年金脱退一時金
- ・労災の休業補償金
- ・保護受給中(移管も含む)に支給した介護保険料の還付金

2 次官通知第7-3-(2)-エ-(1)にいう「その他の臨時的収入」(必要経費等を控除した上で、8,000円を超える額を収入として認定する。なお、保護開始時から法第63条を設定されていたものについては、必要経費等を控除した上で8,000円を超える額を収入として法第63条の対象とするのではなく、必要経費等を控除した額を収入として、法第63条の対象とする。)

- ・保護受給前に納めた年金の掛金、健康保険料、所得税等の還付金
- ・保護受給前に納めた介護保険料の還付金
- ・印税、著作権料等
- ・生命保険等の入院給付金
- ・治験謝礼(6か月を超える治験を除く)
※6か月を超える服薬等の治験謝礼は実費控除を除いて全額収入認定すること。
- ・敷金の返還金

課長問答(第4の31)参照

(問7-19-2) 開始時保有の株式の取扱い

要保護者が生活保護開始時に保有していた株式を売却した場合の取扱いについて示されたい。

株式は債券であるから、生活保護制度上一切の保有を認められない。

従って、生活保護の適用にあたって、売却指導を行うことになる。売却された場合、開始時時点における株式の価格ではなく、実際に売却された額を、開始時の資力として法第63条返還又は収入認定する。

また、保護受給中に株式を購入した場合は、購入した時点を資力の発生日として、法第63条又は収入認定を行う。現金又は預貯金と株式は、性格が異なることに注意する。

株式を購入して売却したことを秘して虚偽の収入申告等を行った場合は、法第78条の検討も行う。

(問7-19-3) 緊急人材育成・就職支援基金による訓練・生活支援給付金

緊急人材育成・就職支援基金による職業訓練を受けている者に「訓練・生活支援給付金」が支給されることになった。この収入の取り扱いについて示されたい。

「緊急人材育成・就職支援基金」により、雇用保険を受給できない者が、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として「訓練・生活支援給付金」が支給される制度が創設された（平成21年7月末開始）。

主な職業訓練（基金訓練）は、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて実施するものであり、3ヶ月（職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等を習得する）、6ヶ月～1年の訓練（医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力を習得する）が主な内容である。職業訓練のあっせんを受けたハローワークに申請書類を提出することが必要であり、支給対象となった場合、職業訓練を受講している間、被扶養者のいる者に12万円、被扶養者のいない者に10万円が毎月支給される。

訓練・生活支援給付金が支給された場合、生活保障のための給付金であることから、次官通知第8-3-(2)-アに基づき「その他公の給付」として取り扱い、その実際の受給額を認定する。現在受講している職業訓練を行う上で必要となる経費、交通費については、需要が生じる時期に技能修得費を支給する。

また、当該給付金に加えて希望する者に指定された金融機関における貸付（訓練・生活支援資金融資）の申請が可能であるが（被扶養者のいる者は月額8万円、それ以外の者は月5万円）、貸付を受けた場合、次官通知第8-3-(2)-アに基づき、その実際の借入額を収入認定する。なお、本貸付制度の活用にあたっては被保護者に対し制度の説明及び理解の徹底等を図った上で、本人の意思を尊重することとされたい。

平成21年7月16日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡

「緊急人材育成・就職支援基金による訓練・生活支援給付金に係る収入認定の取り扱いについて」

(問7-19-4) 東京都介護職員処遇改善交付金の収入認定の取扱い (新設)

介護職員として就労中の被保護者に対して、標記交付金に基づき一時金が支給された場合、収入認定の取扱いはどうすれば良いか。

東京都介護職員処遇改善交付金事業は、介護職員と他業種の従事者との間の賃金格差を縮め、確固とした雇用の場としての成長を促すため、都内に所在する事業所を運営する事業者に対し、賃金改善に要する経費の一部を支給すること等により、介護職員の処遇改善を図ることを目的として、平成21年12月から平成24年11月までの期間に実施されるものである。

本事業に基づいて事業者が行う賃金改善においては、改善を行う給与の項目(基本給、手当、賞与、一時金等)の別を問わない。よって、職員である被保護者に一時金として支給されたとしても、実質的に給与の補填と解されるので、勤労収入として支給月の基本給等に加えて認定する(賞与と同様の扱い)。

3 収入として認定しないものの取扱い

(問7-20) 国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い

他法他施策による貸付金のうち、自立更生に当てられる額は収入として認定せず、また、償還にあたり取扱いを行うことになっているが、その場合の具体的な取扱い方法について示されたい。

1 生活福祉資金は、他法他施策による貸付金であり、他に女性福祉資金、母子福祉資金等がある。このうち自立更生のために充てられる額については次官通知第7-3-(3)のウにより、収入として認定しないものとして取り扱うことが示されている。その貸付金の具体的な種類については、局長通知第7-2-(3)に、また、収入として認定しない貸付金の限度額については、課長問答・第6の40に示されている。

また、貸付金の償還に際しての取扱いについては、次官通知第7-3-(5)ーウ及び局長通知第7-4-(3)~(6)に示されている。

自立更生を目的とする貸付金の具体的な取扱いについては、以下による。

- (1) 当該貸付金の用途を具体的に記載した自立計画書の提出を求める。
- (2) 自立計画書の内容が、その者の世帯の自立更生に有効であるか否かを判断し、真に相当と認められるものについては事前に承認を与えることとし、貸付金のうち当該自立計画書に基づいて使用される額は、これを収入として認定しない扱いとする。

なお、上記による場合の他は、貸付金を収入として認定することになる。

- (3) 貸付金の償還に際しては、償還が現実に行われていることを確認の上、全収入から控除して認定する。世帯のうち、どの(誰の)収入から控除するかは、以下のとおり貸付金の種類に応じて検討すること。

① 就学資金又は奨学資金

- ・当該貸付を受けた者の収入

※ここでいう「当該貸付を受けた者」とは、借受人もしくは連帯借受人を指し、連帯保証人を除く。原則としては、就学者本人(本人に償還能力が無いことなどから、保護者が借受人となっている場合には、保護者)である。

② 結婚資金

- ・当該貸付を受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入

③ 医療費又は介護費貸付金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回

復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備、給排水設備又は暖房設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

- ・当該世帯の全収入

なお、保護開始前に貸付けを受けた場合であっても、当該貸付けが保護開始後ににおいて承認することが適当であると認められる貸付金については、同様に取り扱う。

2 母子福祉資金のうち、生活資金及び特例児童扶養資金(問7-14参照)は、被保護者であっても貸付の対象になる。この資金は、用途が生活費用の全般に充てることが可能な

ため、生活保護法上の扱いは、貸付金は収入認定となり、償還金は必要経費として控除することができないものである。したがって、貸付を受けるメリットがないため、貸付を受けないように指導上の注意を促すことが必要である。

(問7-21) 保育所等入所支度金の取扱い

地方公共団体が被保護世帯に対し保育所等入所支度金を支給した場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

また、幼稚園入園児童の保護者に入園支度金が支給された場合の取扱いはどうなるか。

地方公共団体が条例又は予算措置により、被保護世帯に対し支給する保育所入所支度金については、一般的に、保育所に託児することにより世帯員の稼働の機会が増え、又は収入の増加が期待される等、被保護世帯の自立更生に役立つと認められる。

ゆえに、次官通知第7-3-(3)-エに該当するものであり、局長通知第7-2-(4)により、自立更生を目的とした恵与金として収入認定しない取り扱いをして差し支えない。

また、幼稚園入園児童の保護者に支給される入園支度金等の生活保護法上の取扱いは、当該金品が児童の幼稚園修学の費用に充当される限りにおいて、上記保育所入所支度金と同様に収入として認定しない取扱いとして差し支えない。

(問7-22) 養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の取扱い

養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の収入認定上の取扱いはどうなるか。

従来、都単事業として、老人ホーム入所者のうち年金等の収入のない者に対して、月額14,000円が、また、年金等の収入があっても14,000円に満たない者に対しては14,000円との差額が支給されていた。

このいわゆる「おこづかい」制度が、平成11年度から廃止された。これに伴う激変緩和措置として、それまでの「おこづかい」の支給実績を踏まえて、事業費に含めて養護老人ホームに対して支弁している。その用途については特に制約がなく、都としては処遇のレベルダウンがないよう指示しているのみであり、各施設での状況は不明である。

仮に入所者に支給するという形で還元されていたとしても、金額が14,000円を超えることはあり得ず、その収入については、従来の「おこづかい」と違い、個人に支弁されるのではなく、施設長から処遇の一環として支給されるものであるので、収入として認定しない取扱いとなる。

昭和38年8月1日付社発第525号厚生省社会局長通知（通知）

(問7-23) 住宅建て替えに伴う移転料(移転助成費)の取扱い

住宅の建て替えに伴い転居する場合、移転料が支給されるが、これについての収入認定上の取扱いはどうなるか

公営住宅建て替えに伴う移転料(移転助成費)のうち自立更生のために当てられる額として、第一に住宅の確保等原状回復費用等(別冊問答集410頁～411頁参照)については、次官通知第7-3-(3)-オにより、収入認定しない取扱いとして差し支えない。

したがって、局長通知第7-2-(4)(移転料は災害等に含めて考える)及び課長問答第6の40の(1)により、生活基盤の回復に要する経費として処理することとなる。

なお、この取扱いは公営住宅の場合に限らず、UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)又は民間のアパート等の立て替えに伴い転居する場合に支給される協力金又は立ち退き料についても同様である。

(注) UR都市機構：旧都市基盤整備公団(平成16年度から独立行政法人化)

(問7-24) 敷金返還金の取扱い

被保護者が転居した後に、家主から敷金が返還された。この取扱いについて示されたい。

敷金の返還金については、当該月以降の収入として認定すべきものであるが、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差し支えないこととされている。

したがって、保護受給中に敷金等が返還される場合は、その敷金等の原資が何であれ、全て上記の取扱いを行うべきこととなる。

1 新住居分の敷金等の支払い時期の前に敷金等が返還された場合は、当該返還金を新住居分の敷金等に当てさせる。

2 新住居分の敷金等を一時扶助として認定・支給した後に敷金等が返還された場合は、当該返還金を当該月以降の収入として認定する。

3 この場合の収入の種類は、次官通知第7-3-(2)-エに該当する「保険金その他の臨時的収入」として整理するため、8,000円(月額)を超える金額を収入認定することとなる。

この考え方は、たとえ保護費として敷金を支給していたとしても、そのときには需要があったため支給したものであることが根本にある。つまり、需要の測定自体が誤ったわけではなく、また、退去に当たって生じるであろう需要を生活保護で立て替えるものでもなく、正当に支給されたものである。従って、そもそも法第63条により処理すべき性格のものではない。たまたまアパート退去にあたり、家主と入居者の関係において返還されたものとするのが妥当である。居室の原状回復に敷金が追いつかなかったとしても、それについては入居者たる被保護者が負担すべきものであり、生活保護費により支給することはない。とはいえ、敷金の戻りという収入が現実にあることから、これを不問に付すことにはならず、収入認定は行わなければならない。

そのようにして入金される金員である以上、返還されるまで収入があるのかないのか不明であり、また、金額も返還されてはじめて確定することから、臨時的収入と見るのが妥当である。

課長問答 問4の31

「生活保護通信」No.1 (2003年1月27日発行)

(問7-25) 福祉的給付金の特例的取扱い

心身障害児(者)、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者1人につき8,000円以内の額(月額)については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、特別な事由があり、都知事が特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとなっている。

これにより、特例的取扱いを受けている福祉的給付金にはどのようなものがあるか。

また、福祉的給付金の収入認定上の取扱いにおける留意点は何か。

都においては、以下の福祉的給付金について、月額17,000円までは収入として認定しない特例的取扱いの承認を受けている。また、これらのうち、老人福祉手当及び重度心身障害者手当については、17,000円の他に、介護需要を考慮した認定除外の取扱いが認められている。

- ・ 老人福祉手当
- ・ 重度心身障害者手当
- ・ 心身障害者福祉手当
- ・ 児童育成手当(育成手当・障害手当)

福祉的給付金について、収入認定上の取扱いにおける留意点は以下のとおりである。1 収入認定除外額は、支給対象者1人につき定められているものであり、それぞれの手当ごとに認定除外額が認められるものではない。

2 上記の手当の認定除外額17,000円の中には、次官通知第7の3の(3)のケにいう8,000円の額が含まれているので、上記手当の他に福祉的給付金をうける場合には、別に8,000円以内の額が認定除外となるものではない。

3 老人福祉手当及び心身障害者福祉手当については、区・市により、都基準に加えて区市町村の単独事業分(支給対象範囲及び基準の拡大並びに支給金額の増)の手当てが支給されている。これらの単独事業分も含めてそれぞれの手当を一体のものとして、収入認定除外の取扱いを行う。

なお、老人福祉手当については、東京都では廃止されているので、各区市で実施していて、厚生労働省に協議しているものに限られる措置である。

平成7年7月10日付7福生保第440号福祉局生活福祉部長通知
局長通知第7-2-(6)-ア及びイ

(問7-26) 東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度の取扱い

東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度から支給される年金及び一時金（弔慰金又は葬祭料）の収入認定上の取扱いについて示されたい。

22
—
20

1 東京都心身障害者扶養年金制度について

東京都心身障害者扶養年金制度は、心身障害者を扶養する保護者が死亡した後の心身障害者の生活を安定させるために、毎月一定の年金を終身支給するものである。

この制度は、平成19年3月1日をもって廃止された。平成19年2月28日時点で年金受給中であつた者には、それまで同様の年金給付が継続される。これは生活保障的な性格を持つものではなく、心身障害者の介護等の特別な需要に充てられるものであり、社会通念上収入として認定することは適当でないと考えられるものとして、次官通知第7-3-(3)-コにより、収入として認定しない取扱いを行うものである。

また、葬祭料（年金受給中に心身障害者が死亡した場合、一時金として支給される。）も、社会通念上収入として認定することが適当でないものとして、次官通知第7-3-(3)-イにより、収入として認定しない取扱いを行うものである。

平成19年3月1日時点での未受給者には、清算金が支払われることとなるが、収入認定上の取扱いは以下のとおりである。

①清算金を分割受領した場合

年額36万円（基本・特約とも加入の場合48万円）以内は、次第7-3-(3)-コにより収入として認定しない。これをこえる金額については、自立更生にあてられる額を除き、次第7-3-(2)-イ「その他臨時的収入」として8,000円をこえる額を認定する。

②清算金を一括受領した場合

自立更生にあてられる額を除き、次第7-3-(2)-イ「その他臨時的収入」として8,000円をこえる額を認定する。

※①②で清算金を2の共済掛金に充てる場合は、自立更生にあてられる額に含む。

2 心身障害者扶養共済制度について

心身障害者扶養共済制度は、各都道府県、政令指定都市が実施主体となり、全国的に統一された仕組みで運営されている制度であり、制度の目的は上記1と同様である。東京都では、平成20年4月1日より東京都心身障害者扶養共済制度を実施している。（なお、被保護世帯員が本制度に加入する場合、1口目の掛金の1/2が減額される。）

この制度により、年金が支給された場合、次官通知第7-3-(3)-コにより、収入として認定しない取扱いとする。

また、弔慰金（年金を受領することなく心身障害者が死亡した場合、一時金として支給される）が支給された場合、社会通念上収入として認定することが適当でないものとして、次官通知第7-3-(3)-イにより、収入として認定しない取扱いを行う。

当年金を脱退した場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されるが、当該年金を収入認定除外の取扱いとしている趣旨をふまえ、当該一時金の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については収入認定の除外対象とする（ただし、当該一時金をもってまかない得る特別の需要については、重複する形で保護費が支給されることのないように調整する）。

(問7-27) 老人福祉手当の取扱い

老人福祉手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について示されたい。

老人福祉手当については、介護需要に応じて以下のとおり収入認定額を算定する。

1 それぞれの場合の認定額

(1) 手当を介護人（介護を要する者の家族に限る。）を得るための費用に充てている居宅の老人の場合。

17,000円に介護人を得るための費用（告示別表第1第2章-4-(5)に掲げる額を限度とする。）を加えた額まで収入認定しない。

なお、この場合、既に他人介護料が計上されている者については、介護人を得るための費用として認定除外した額を、他人介護料の認定に際し減額調整する。

(2) 手当を介護人を得るための費用に充てていない居宅の老人の場合

17,000円に家族介護加算の額（告示別表第1第2章-4-(4)に掲げる額）を加えた額まで収入として認定しない。

なお、手当額が認定除外可能額を下回るので、家族介護加算の差額を計上する。

ただし、独居老人の場合は17,000円と家族介護加算の範囲内で認定除外する。加算の差額は計上しない。

(3) 入院中の老人

月額17,000円まで収入として認定しない。

2 認定額が変更となる場合の取扱い

(1) 1の(1)及び(2)の場合の受給者が月の途中で入院した場合

1か月以上入院する者については、翌月初日から1の(3)の取扱いにより、認定額を変更する。（入院月の認定額の変更を要しない。また、短期入院のため、基準生活費の変更を要しないときは手当の認定額の変更も要しない。）

(2) 1の(3)の場合の受給者が月の途中で退院した場合

退院した日の属する月から、1の(1)及び(2)の取扱いにより認定する（日割り計算を要しない）

(3) 手当受給者が月の途中で死亡した場合

ア 死亡月は、認定額の変更を行わない

イ 翌月分以降、手当が家族の収入となる場合の認定除外額は、17,000円とする。（死亡日の翌日付で当該施設に対して加算を含めた基準生活費の認定変更を行うものであるが、手当の認定額の変更は、翌月初日付で行う。）

(4) 家族が月の途中で入院し、1の(2)の場合の受給者が一人で居宅に残った場合

家族が1か月以上入院する場合、当該家族の基準生活費の変更は翌月初日から行うこととなるが、居宅に残った老人の手当の認定額の変更は家族が入院した月から1の(1)の取扱いにより認定額を変更する。

なお、家族が退院した場合は、2の(2)と同様に取り扱う。

老人福祉手当の取扱い

| | | |
|---------------|------------------|---------|
| 手当月額 | 平成13年度 | 平成14年度 |
| 70歳以上 | 27,500円 | 13,750円 |
| 65～70歳 | 22,500円 | 11,250円 |
| 重度心身障害者手当との併給 | 15,000円 | 7,500円 |
| | (平成15年度以降、全て0円※) | |

収入認定除外額（13年度）※都制度は平成15年度以降なし。

| 手当額（月額） | 収入認定除外額 | | 収入認定額 | 加算の取扱い |
|---------|---------|---|--------------------|---|
| 27,500円 | 居 | 手当を介護人を得るための費用に充てている場合 | 介護人を得るための費用に応じて定まる | 他人介護料を認定する場合、介護人を得るための費用として認定除外した額を減額調整する |
| | | 17,000円+介護人を得るための費用 27,500円以内 | | |
| | 宅 | 手当を介護人を得るための費用に充てていない場合 17,000円+家族介護加算の額（10,500円） 27,500円 | 0円 | 家族介護加算は1,750円計上する |
| | | 独居老人の場合 27,500円 | 0円 | 家族介護加算は計上しない |
| 入院 | 17,000円 | 10,500円 | ————— | |

注 「手当を介護人を得るための費用に充てている場合」

- (1) 近隣等の介護を受けている単身居宅の老人の場合、手当を介護人を得るための費用に充てていることを確認の上、収入認定除外額を算定する。
- (2) 手当を介護人を得るための費用に充てているが、その額が家族介護加算の額に満たない場合でも、家族介護加算相当額を介護人を得るための費用として認定する。
- (3) 単身居宅の老人であっても、介護需要がないか又は介護需要があっても公的な介護を費用負担なしで受けているため、手当を介護人を得るための費用に充てていない場合は、「手当を介護人を得るための費用に充てていない場合」に該当する。

(問7-28) 重度心身障害者手当の取扱い

重度心身障害者手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について示されたい。

1 手当を介護人（介護を要する者の家族以外の者に限る。）を得るための費用に充てている場合

17,000円に他人介護に要する費用を加えた額（月額）まで収入として認定しない。ただし、上記により他人介護に要する費用として収入認定除外された額を他人介護料（告示別表第1第2章の4の(5)）の認定に際し減額調整する。

（例） 実際の介護料が10万円で、重度心身障害者手当（60,000円）と心身障害者福祉手当（15,500円）を受給している場合。

他人介護料（H17年度69,970円）

手当総額

75,500円

収入認定除外限度額

$17,000 + 100,000 = 117,000$ 円

実際の収入認定除外額

75,500円（ $< 117,000$ 円）

他人介護に要する費用として収入認定除外された額（減額調整を要する額）

$75,500 - 17,000 = 58,500$ 円

算定される他人介護料

$100,000 - 58,500 = 41,500$ 円（ $< 69,970$ ）

なお、東京都重度心身障害者手当条例第11条及び同要領第7により代行受領方式をとった場合は、上記加算調整の必要はないものである。

2 手当を介護人を得るための費用に充てていない場合

対象者1人につき、17,000円に重度障害者加算の額（告示別表第1第2章-4-（3）に掲げる額）及び家族介護加算の額（告示別表第1第2章-4-（4）に掲げる額）を加えた額（月額）まで収入として認定しない。

なお、収入認定除外額では賄いきれない特別な需要がある者については、収入認定部分を預託することにより、認定除外の取扱いができるものであること。

3 認定額が変更となる場合の取扱い

老人福祉手当の取扱いに準じる。

重度心身障害者手当の取扱い

手当月額（平成17年度）

60,000円

収入認定除外額（平成17年度）

| 手当額（月額） | 収入認定除外額 | 収入認定額 | 加算の取扱い |
|---------|--|--------------------|---|
| 60,000円 | 手当を介護人を得るための費用に当てる場合（家族以外の介護） 17,000円＋介護人を得るための費用 60,000円 | 介護人を得るための費用に応じて定まる | ・他人介護料を認定する場合、介護人を得るための費用として認定除外した額を減額調整する ・重度障害者加算は全額計上 |
| | 手当を介護人を得るための費用に充てていない場合 17,000円＋重度障害者加算＋家族介護加算の額 43,520円 | 16,480円 | 重度障害者加算及び家族介護加算は算定できない |

注

1 重度心身障害者手当と心身障害者福祉手当との併給の場合

上記の表の手当額に心身障害者福祉手当の額を加えた額に対して、収入認定除外額を算定する。

児童育成手当と他の福祉的給付金を併給している場合の取扱いは問7—30参照

2 代行受領について

手当を介護人を得るための費用に充てている場合（家族以外の介護）で、本手当を介護人が委任を受け、介護労働の対価として受領した場合は、その全額を収入認定除外する。

3 預託について

重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金の収入認定対象部分について、その者の障害に伴って臨時的に生ずる福祉的需要（その用途が、手当制度の趣旨に沿うものであり、かつ、最低生活の内容として容認しうる範囲の需要）に充てるため、適当な者に預託する場合は、収入認定除外の取扱いができる。

(問7-29) 重度心身障害者手当の預託

重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金を預託する場合の取扱いについて示されたい。

1 目的

東京都重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金の、収入認定対象部分について、その者の障害等に伴って臨時的に生ずる福祉的需要（その用途が、手当制度の趣旨に沿うものであり、かつ、最低生活の内容として容認し得る範囲の需要）に充てるため適当な者に預託することにより、収入認定しないこととし、もって、障害者の福祉の向上を図る。

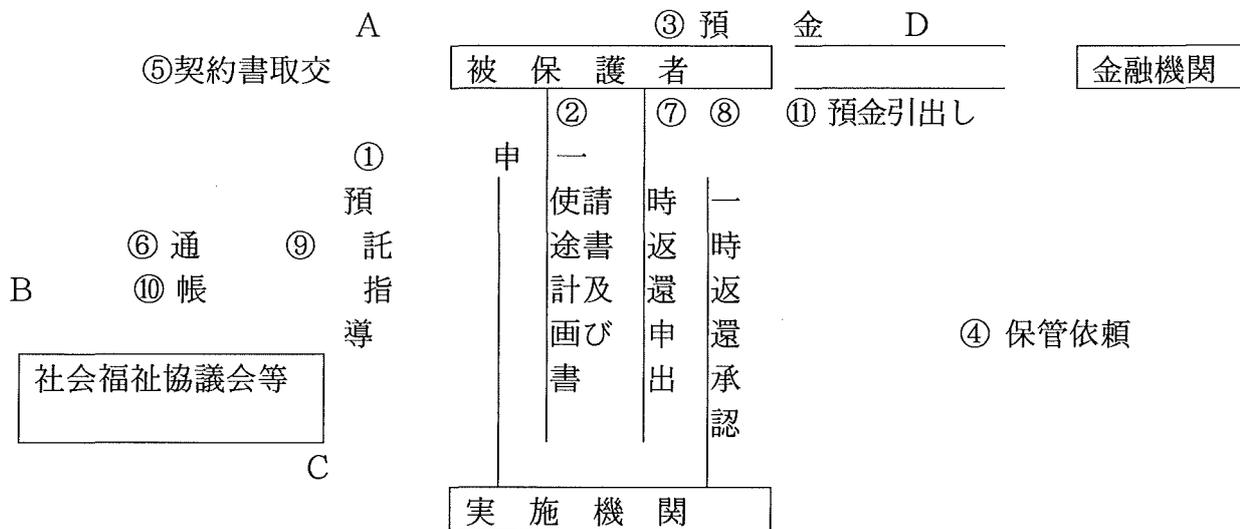
2 預託先

社会福祉協議会又は社会福祉法人等

3 預託期間

預託目的が消滅するまでの間。原則として1年更新とする。

4 預託の流れ



(事務の流れ)

- ① Cは預託の趣旨をAに十分説明して了解を得る。
- ② Cは申請書、使途計画書を受理する。
- ③ Aは第1回預託分をDに本人名義で預金し、預金通帳を取得する。
- ④ CはDに預託制度の趣旨、目的等を説明し、A名義の預金通帳の保管を依頼する。
- ⑤ AとBは、契約書を取り交わす。

- ⑥ Aは預金通帳をBに預託する。
- ⑦ Aは使途計画書に基づき、通帳の一時返還をCに申し出る。
- ⑧ Cは「一時返還承認書」をAに発行する。
- ⑨ Aは契約に基づきBに対し「一時返還承認書」を添えて一時返還を求める
- ⑩ BはAに預金通帳を返還し、受領書を徴する。
- ⑪ AはDより預金を引き出し、使途計画に基づき購入する。
- ⑫ 更新については、②以降が繰り返されるわけであるが、次の部分は変更となる。
 - ア ②の申請書を更新申請書とする。
 - イ ③、④は不要となる。

昭和54年5月23日付54民福保第201号民生局福祉部長通知
昭和51年9月24日付54民福保第1131号民生局福祉部長通知

(問 7-30) 児童育成手当の取扱い

児童育成手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について、示されたい。

児童育成手当については、月額17,000円まで収入認定除外とする取扱いが認められている。

この手当の支給対象者は、支給要件に該当する児童を扶養している人となっている。このため、児童を扶養している人1人につき月額17,000円まで収入認定除外が認められるものと解することもできるが、福祉的給付金の収入認定除外の趣旨から、当該児童1人につき月額17,000円まで収入認定除外とする取扱いを行う。

本手当の中には、育成手当と障害手当の2種類の手当がある。このため、児童が2種類の手当を受給する場合は、手当総額から17,000円を超える部分が収入認定の対象となる。

なお、当該児童を対象として他の福祉的給付金（区市町村が行う重度心身障害者手当等の給付）を支給されている場合は、当該児童が受給するものとみなした児童育成手当と合算して月額17,000円まで収入認定除外する。17,000円を超える額は収入認定する。

次官通知第7-3-(3)-ケ

局長通知第7-2-(6)-ア及びイ

(問7-31) 各種制度により支給される介護料の取扱い

被爆者特別措置法第8条による介護手当等について収入認定上の取扱いはどうなるか。

22
—
20

1 対象となる手当等

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条による介護手当
- (2) 公害健康被害の補償に関する法律第26条による障害補償費のうち介護加算額
- (3) 労働者災害補償保険法第24条による介護料
- (4) 独立行政法人自動車事故対策機構法による介護料
- (5) スモン訴訟の和解に伴う介護費用
- (6) 東京都原子爆弾被爆者介護手当
- (7) 石綿による健康被害の救済に関する法律による療養手当

2 収入認定上の取扱い

- (1) 現に介護を受けている場合には、他人介護料（告示別表第1第2章-4-(5)）に掲げる額まで収入として認定せず、現に介護を受けていない場合には収入として認定する。
- (2) 介護に要する費用として収入認定しない取扱いをした場合は、家族介護料（告示別表第1第2章-4-(4)）又は他人介護料（告示別表第1第2章-4-(5)）に規定する費用の算出は行わない。
- (3) 他人介護料（告示別表第1第2章-4-(5)）の額を超えて介護人を付けるための費用を支出している場合は、当該支出する額まで収入として認定しない取扱いが認められている。

昭和54年5月23日付54民福保第201号福祉部長通知

昭和57年3月29日付56民福保第1340号福祉部長通知

昭和57年3月29日付56福福保第1341号福祉部長通知

平成18年4月11日付18福保生保第19号福祉保健局長通知

(問 7-32) 高校就学に伴う貸付金等の取扱い

就学者等が貸付金、恵与金、奨学金等を受けている場合の就学扶助の取扱いを示されたい。また、就学者が就労している場合にその収入を就学費用にあてる際の取扱いについても説明されたい。

1 高校就学に伴い、就学者等が就学資金として貸付金、恵与金、奨学金等を受けることになった場合、この就学費用収入の取扱いは、恵与金については、次官通知第7-3の(3)-エにより自立更生に当てられる額は収入認定しない取扱いとなる。

また、貸付金、奨学金については、局長通知第7-2-(3)-イにより就学のために必要な最小限度の額を収入認定しない取扱いとなる。

なお、併せて就学扶助(生業費〔技能修得費〕高校等就学費用)の支給申請があった場合には、計上にあたっていくつか調整が必要になる場合があるので、留意すること。

就学経費は、就学扶助により給付できる金額(基本額、教材代、授業料、入学料、入学準備金、入学考査料、通学のための交通費)と、支給対象となるものの支給額を超えて必要となる経費及びその他の経費(クラブ活動費、修学旅行積立金等)がある。

具体的な取扱いは、保護開始時において貸付金等を受けている場合には、貸付金等を就学扶助の支給対象とならないその他の経費及び就学扶助の基準額ではまかない得ない対象経費にあてさせることとし、当該年度の全ての就学経費を上回る余剰の借受金額が生じる場合には、貸付内容の変更を行って償還させるか、次年度以降の就学扶助の対象とならない部分の就学経費にあてることを確認した上で必要な就学扶助費を支給する。なお、①当該年度の全ての就学経費を上回る余剰の借受金額が生じていて②貸付金等について変更や償還ができず③次年度以降の需要も見込まれない場合であっても、貸付金を就学扶助の対象となる部分にあてることによって費消できる場合には、就学扶助を支給しないことによって調整が可能となる部分は、収入認定除外とすることができる。

就学扶助の対象となる経費については、なるべく扶助費(就学扶助)でまかなわせることとしたうえで、就学を目的とした貸付金等は、扶助対象外の就学経費にあてさせ、仮に余剰額が生じても、就学扶助費の調整を行なうことで就学費用にあてさせることとし、本来の貸付目的に反して生活費にあてることのないように指導すべきものである。

2 次に就学者が勤労収入を得ている場合の取扱いは、原則として就労控除(基礎控除、特別控除、未成年者控除)後の収入は収入認定を行なうこととし、就学扶助費の対象となる額の就学経費については、申請により支給可能な必要額を算定計上して支給する。その上で、就学扶助費の対象とならない分の就学経費について、就学のために必要な最小限度の額を控除した額を収入認定する。

※定時制課程の給食費は、就学扶助費の対象とならない。学校が徴収する給食費の額は勤労収入から就学のための必要経費として経費控除の取扱いをして差し支えない。

(参考) 都立高校定時制における標準的な就学経費は、毎年6月のブロック会議資料を参照されたい。なお、修学資金の各種貸付については「参考資料7」参照。

(問7-33) 離婚に伴う養育費、慰謝料の収入認定

被保護者が離婚したことに伴って、養育費、慰謝料等を受領した。この取扱いはどうなるか。

被保護者の離婚に伴う、養育費、慰謝料の取扱いは、養育費については、生活費として渡されることから、収入を得るための必要経費を除き、仕送り、贈与等の収入として全額収入認定する。

慰謝料については、「保険金、その他の臨時的収入」として8,000円(月額)を超える額のうち、自立更生に当てられる額を除いて収入認定する。

自立更生に当てられる額は、原則として直ちに自立更生のための用途に供されるものに限られる。ただし、将来の自立更生にあてられることを目的として適当な者に預託されている場合には、その間は収入認定しない取扱いもできる。

なお、自立更生のための用途に供される額の認定基準(対象範囲及び額)については、課長問答 問第6の40を参照されたい。

(問7-34) 交通事故被害に伴う補償金等の収入認定

被保護者が交通事故の被害者となった場合に受領した補償金の取扱いは、どのようにすべきか。

被保護者が交通事故にあい、補償金を受領した場合の取扱いは、「保険金、その他の臨時的収入」として8,000円(月額)を超える額のうち、自立更生に当てられる額(対象範囲及び額は、課長問答・問第6の40参照)を除いて収入認定する。また、自立更生に当てられる額が、将来の自立更生にあてられることを目的として適当な者に預託されている場合には、その間は収入認定しない取扱いができる。(前述の問7-33と同様)

なお、交通事故の補償金は事故にあったことによる被害を補償する金銭という性格から、原状回復のための経費については、より積極的に自立更生にあてられる額とすべきである。

補償金等の支払いは示談成立等の時期よりも後に行なわれる事例が多いため、法第63条返還を適用する場合も生じる。返還額決定の際の減免額を考慮するにあたっては、同様に原状回復に費消せざるを得ない額について、減免を考慮すべきものとして差し支えない。

4 就労に伴う必要経費、その他の必要経費

(問7-35) 個人タクシーの必要経費

個人タクシーを営業する者の収入の認定に当たって、必要経費をどう算定するか。

一般に、個人タクシーを営業するに際して、標準的な経費は以下のとおりである。

- 1 各地域タクシー協会及び上部タクシー協会加盟費
- 2 自動車損害賠償責任保険（強制保険）
- 3 車検費用、修理費用
- 4 燃料費用
- 5 駐車場費用
- 6 日個連自動車共済、日個連一般共済、日個連車両共済（任意保険）
- 7 所得保障保険、共済保険
- 8 個人営業会計委託事務費
- 9 労災保険（労災特例加入制度による任意のもの）

なお、必要経費の算定に当たっては、客観的な資料によって確認する必要がある。

(問 7-36) 生命保険の外交員の必要経費

生命保険の外交員の必要経費はどこまで認められるか。

生命保険の外交員について、収入を得るための必要経費を認める場合の基本的な考え方は、別冊問答集（問 316）に示されているとおりである。

収入の増加をもたらすために必要とされる「手みやげ」は、ほとんどすべての外交員が営業上配る少額の物品（例：会社名入りの菓子）については、必要経費として認められる。また、契約成立時のおおむね2,000円程度の小品（例：靴下セット、ハンカチセット）の贈答についても、大多数の外交員が行っており認められる。

この他、生命保険会社が外交員に営業用に貸与する生命保険料等の計算用端末費用及び営業活動に伴う交通費も含むものである。

(問7-37) 特別控除を行う場合の収入年額

特別控除を行う場合の収入年額は、通勤費等の実費を控除する前の収入額をいうものであるか。

特別控除を行う場合の収入年額は、勤労収入（次官通知第7-3-(1)-ア）については通勤費等の実費控除前の収入年額をいい、また、農業収入又は農業以外の自営収入（次官通知第7-3-(1)-イ又はウ）については生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入年額をいうものである。

なお、収入年額の算出にあたっては、推定認定、ズレ（次月）認定をしていたとしても、1月から12月まで実際に決定調書上で認定していた額（停止期間中の収入認定相当額及び63条適用された就労収入認定額も含まれる）を用いる。

課長問答 第6の28

運用事例集 問7-2答5の(3)

(問7-38) 特別控除を年2回以上に分けて行う場合の認定方法

特別控除を年2回以上に分けて行う場合の方法について、示されたい。

特別控除を年2回以上に分けて行う場合は、次のとおり。

- 1 その年において初めて特別控除を行うときは1月から当該特別控除を行う月までの収入を、その年において既に特別控除を行っている場合は直前の特別控除を行った月の翌月から当該月までの収入をもって特別控除基礎額とし、その1割額を特別控除額とする。
ただし、その特別控除基礎額の割合でその年の収入が継続すると推定した場合、その年収額の1割額が特別控除額表の額(次官通知第7-3-(4))を超えることが明らかとなるときは、その表の額により、各特別控除期間、社会慣習等を考慮して、それぞれの特別控除に対応させた限度額を設定し、特別控除額を定めること。(この場合、その時点における特別控除額が特別控除基礎額の1割額を下回ることもあるが、その年の最終の特別控除の実施に際して調整が図られるものである。)
- 2 特別控除限度額(年収の1割額又は特別控除額表の額)との調整は、その年の最終の特別控除を決定するときに行う。
- 3 その年の最終の特別控除において、年収の1割相当額が特別控除限度額を超える場合、特別の事情がない限り就労状態が良好であると認め、限度額の1.3倍を認定すること。(この場合、年収の1割相当額が限度額の1.3倍に満たなくとも、必ず限度額の1.3倍を認定するものである。)
なお、毎月特別控除を行っている者の年収の1割相当額が、限度額を超えた場合も同様に考え、限度額の1.3倍を認定すること。
- 4 特別控除額表の額に1.3倍を乗じて得た額を特別控除額として認定することは、年末における特別控除の適用に当たり考慮されるものである。年末における特別控除以前の特別控除において、あらかじめ、1.3倍を乗じて得た額を年収額の1割と対比させて取り扱うことは認められない。
- 5 年末に特別控除を行う場合、12月に臨時収入がないか、又は少ないために、年間控除額の限度額まで特別控除を適用できない状態にある者については、12月の収入で控除しきれなかった残額を当該年度の末までの間に認定して差し支えない。
なお、12月の収入で全額を控除できる場合に、翌年に渡っての分割認定を行うことは好ましくないので、注意されたい。

課長問答 第6の28

別冊問答集 問372

運用事例集 問7-2答5の(3)

(問7-39) シルバー人材センター及び小規模作業所の会費

シルバー人材センター等の会員になって就労収入を得ている場合、会費を収入から控除することは認められるか。

シルバー人材センターの会員資格を得るために必要な会費については、収入を得るための必要経費として、当該収入から控除して差し支えない。精神障害者等の小規模作業所における「作業所会費（会員資格を得るための会費）」も同様の取扱いとする。

ただし、会員の親睦を図るための費用等については、認められないものである。

(問7-40) 傷病手当金からの社会保険料の控除の取扱い

健康保険の被保険者である者が病気休職して、給料が支給されなくなった。毎月、傷病手当金が支給されているが、傷病手当金から社会保険料の控除はできるか。

傷病手当金は、被保険者が業務外の傷病により療養のため就労不能となり、給料を支給されないとき、又は支給されても傷病手当金の額より少額であるときに支給されるものである。休職4日目から標準報酬日数の60パーセント（ただし、給料の一部が支給されているときは、その分減額される。）が支給され、支給期間は1年6か月である。

このように、傷病手当金が毎月の給料に代わって支給されるものであるという性格を持つことから、支給された傷病手当金から社会保険料を控除する取扱いを行って差し支えないものである。

なお、傷病手当金の収入認定上の取扱いは、次官通知第7-3-(2)-ア（恩給、年金、失業保険金その他の公の給付）により、実際の受給額を認定することとなる。

(問7-41) 就労に伴う託児費用の取扱い

保育所入所や学童クラブに要する費用は、就労に伴う子の託児費用であるが、必要経費として控除できるか。

就労に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び区市町村が実施する学童クラブに要する費用を含むものである。都内の学童クラブの実情から、区市町村が実施するもの又は公的助成のもとに運営されているものについては、その費用を「その他の必要経費」として収入から控除して差し支えない。控除することができる費目は、児童の保育料、おやつ代などの託児に要する費用である。

なお、就労に伴う託児費用を「その他の必要経費」として収入から控除する場合、控除の対象となる収入には、就労収入のほか、児童扶養手当、児童手当あるいは年金等の収入（収入認定の対象となる世帯の収入）も含まれる。したがって、就労開始時当初における託児費用を例えば、児童扶養手当の収入認定額から控除することも可能である。ただし、収入認定すべき就労収入が得られる状態に達した後については、当該就労収入から控除すべきものであること。

23

(2)

(7-42) インターネット等を用いた収入の取扱いについて (新設)

被保護者がインターネットや携帯電話のネットサービスにより収入を得た場合の取扱いはどうするか。

インターネット利用コストの低下に伴い、被保護者がネットを利用し、様々なサービスを利用する機会が増加してきた。これに伴いネットオークションやアフィリエイト収入等、様々な形で被保護者が収入を得る機会も生じている。こうした収入については収入の種類に様々な様態が存在するため、実施機関において詳細な調査を行い、下記の例も参考にして認定されることとされたい。

1 ネットオークションによる収入

ネットオークションを通じて家財等を処分した場合の収入認定については処分した物品が生活保護受給前から保有していた物かそうでないかにより取扱いが異なる。

(1) 保護受給前から保有していた物品を売却した場合

保有否認されていた家財であれば全額を保護開始時からの法第63条適用となる。保有容認されていた家財を処分した場合は次第8-3-(2)-(イ)により8,000円をこえる額について、認定を行う。

(2) 保護受給後に保護費のやりくりで購入した物品を売却した場合

保護期間中の預貯金と同様に取り扱い、収入認定の対象としない。

2 アフィリエイト (成果保証型広告) による収入について

被保護者がブログサイト等を開設し、アフィリエイト広告等により収入を得た場合、勤労収入とみなすか、その他の収入としてみなすかにより取扱いが異なる。その者が広告収入を得るためになんらかの労働をしていると認められる場合は勤労収入とすべきであるが、単にサイトまたはブログに設置してあるだけの広告から得られる収入まで同様に取り扱うべきではない。調査のうえ、事務所において判断されたい。

(1) 調査の結果、勤労収入として扱うこととした場合

同第8-1-(3)により農業以外の事業 (自営) 収入として扱う。

(2) 調査の結果、その他の収入として扱うこととした場合

次第8-3-(2)-エ-(イ)により8,000円をこえる額について、認定を行

う。

3 ネットゲーム利用に伴うポイント還付による収入について

携帯ゲームサイトのゲーム利用をする（広告を見る）ことによってポイントが発生し、それを換金するサイトが存在する。被保護者がこのサイトを利用し、ポイント還元により収入を得た場合、利用者はなんらかの勤労の対価として報酬を得たのではなく、サイト閲覧により収入を得たに過ぎないため「その他臨時的収入（次第8-3-（2）-エ-（イ）」とするのが妥当である。

上記いずれの場合であっても、ネット接続料金や最低限の通信料については経費としてみなす余地があるので留意する。